

年 月 日

保育料における寡婦(夫)のみなし適用申請書

世田谷区長 あて

(申請者) 住所 _____

氏名 _____

(子の氏名 _____)

私は、保育料の決定における所得割課税額の計算において、寡婦(夫)のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

私は、保育料の決定における所得割課税額の計算の対象となる年(前年(4月～8月までの月分の保育料については、前々年とします。))の12月31日現在及び申請日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。(該当番号を で囲んで下さい。)

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限り、ます。

私は、寡婦(夫)のみなし適用に関して、世田谷区が申請者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況、児童扶養手当の認定状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名

印

【添付書類】

申請者の戸籍全部事項証明書

世田谷区に本籍がある方は、寡婦(夫)のみなし適用の申請用に戸籍全部事項証明書を取得する場合、交付手数料が免除になります。詳しくは交付窓口にお問い合わせください。

【注意事項】 必ずお読みください。

- ・記入押印に代えて署名することができます。
- ・本申請書は、保育料の決定における所得割課税額の計算にあたって、寡婦(夫)とみなすためのものであり、保育の必要性の認定(支給認定)や保育所等の入園申込みについては、別途手続きが必要です。
- ・寡婦(夫)のみなし適用を受けても、保育料の決定における所得割課税額の計算によっては、保育料が変わらない場合があります。
- ・虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

平成30年11月